

津山市道路位置指定指導要領

平成 07 年 04 月 01 日制定
平成 21 年 04 月 01 日改正
平成 23 年 04 月 01 日改正
平成 25 年 06 月 01 日改正
平成 29 年 01 月 01 日改正
平成 30 年 10 月 01 日改正
平成 31 年 03 月 01 日改正
令和 03 年 04 年 01 日改正
令和 04 年 10 年 01 日改正

津山市 都市建設部 都市計画課

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (用語の定義)
- 第3条 (適用範囲)

第2章 申請方法

- 第4条 (申請)
- 第5条 (築造承認)
- 第6条 (道路の工事完了届)
- 第7条 (完了検査)
- 第8条 (道路の位置の指定)
- 第9条 (位置指定道路の市道認定の際の取り扱い)
- 第9条の2
- 第10条 (位置指定道路管理者の変更)

第3章 技術基準

- 第11条 (指定道路計画)
- 第12条 (指定道路の勾配)
- 第13条 (指定道路の路面)
- 第14条 (排水施設)
- 第15条 (擁壁)
- 第16条 (安全施設の設置)

別表1 道路の隅切りの長さ

図解

- 図1. 通り抜け道路
- 図2. 延長が35m以下の場合
- 図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合
- 図4. 中間に設ける転回広場
- 図5. 終端に設ける転回広場
- 図6. 転回広場の区間の測り方
- 図7. 幅員(起点から終点まで6m以上の場合)
- 図8. 道路幅員の取り方
- 図9. 隅切りの取り方
- 図10. 起点(SP)の考え方
- 図11. 位置指定道路延長の応用例
- 図12. 指定道路の分筆
- 図13. 終端の測定位置
- 図14. 道路の縦断勾配
- 図15. 道路の構造(標準図)
- 図16. 水路の構造(標準図)

道路位置指定申請(変更)の手続きの主な流れ

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号及び同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項の規定における道路の位置の指定（変更・廃止）について、特定行政庁津山市長（以下「市長」という）が指定を行う際の判断に必要な事項を定める、また要領に記載されていない技術基準は、都市計画法に基づく開発許可の手引き（岡山県建築士会発行版）、及び宅地造成等規制法運用の手引き（岡山県発行版）を準用する。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 法第42条に規定する道路をいう。
- (2) 指定道路 法第42条第1項第5号の規定より、市長から位置の指定を受けようとする道路。
- (3) 位置指定道路 法第42条第1項第5号の規定により、市長から位置の指定を受けた道路。
- (4) 既存道路 既存の法第42条に規定する道路をいう。
- (5) 転回広場 昭和45年建設省告示第1837号に規定する自動車の転回広場（図4,5）を指し、位置指定道路の一部とする。
- (6) 道路幅員 道路に必要な区域（図8）を指し、転回広場を含まない。
- (7) 有効幅員 通行上支障ある段差、突起物、開渠等を含まない通行可能な幅員（図8）をいう。
- (8) 起点 既存道路の境界と指定道路の起点部の中心線の交点（SP）をいう。
- (9) 終点 指定道路の終端部の中心線の交点（EP）をいう。
- (10) 屈曲点 指定道路の中心線が交差又は曲がる交点（IP）をいう。
- (11) 延長 道路の幅員の中心を結ぶ直線の距離（斜長）（図14）をいう。
- (12) 区間延長 SPから転回広場の中心又はIP若しくはEPまでの距離（斜長）をいう。
- (13) 袋路状道路 一端のみが他の道路に接続したものをいう。
- (14) 道路敷き 道路を構築するため必要な敷地（道路排水施設を含む）をいう。
- (15) 関係土地 指定道路、道路に必要な側溝・道路敷等及び、指定道路に接する宅地をいう。
- (16) 開発区域 指定道路、宅地並びに区画形質の変更を行う区域をいう。
- (17) 変更 指定道路・位置指定道路の形状・幅員・延長等を変更することをいう。
- (18) 廃止 位置指定道路の全部を廃止することをいう。

(適用範囲)

第3条 この要領の適用を受けるものは、指定道路（道路敷きを含む）及びその道路に接する敷地とする。

第2章 申請方法

(申請)

第4条 法第42条第1項第5号による道路の位置の指定（変更・廃止）の申請をする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式1）（正本1部・副本1部）に次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

添付書類

図書の種類	作成要領，明示すべき事項等
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び図面の数値は、1㎡又は1mの1/100未満の端数（小数点以下第3位）は切り捨てる（不動産登記法第4条に準拠）。 ・添付書類に記載する面積について、申請書（様式1）は丈量実測面積、その他の書面（様式3，4の1，4の2，5，6）は土地登記事項証明書に記載されている面積とする。 ・各様式の注意欄を参照のうえ，記載すること。
(1)道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式1） （細則様式第17号）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は，指定道路を築造しようとする者（以下築造主という），廃止の場合は当該道路の土地の所有者に限る。 ・築造主が複数存在するときは，代表となる申請者を定め申請し，他の築造主全員を明記したものを別紙で添付すること。（任意様式） ・地名地番が複数あるときは，すべての地番を記入すること。 ・申請面積欄には，丈量実測面積に記載されている面積を記入すること。 ・申請者（築造主）の印は，実印を使用すること。 ・申請道路幅員は，転回広場を含まない道路幅員を記入する。 ・接続道路幅員が寄付等で変更となる場合は，変更幅員を（ ）内に追記すること。
(2)図書目録	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請書に添付した図書及びその部数等を明示すること。
(3)委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が申請書を提出する場合は，築造主の押印のある委任状を添付する。 ・代理人は，建築士事務所に所属する建築士又は行政書士とする。
(4)築造区域内の権利者等一覧表（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍図の筆ごとに番号を振り，築造承諾書（様式4の1）と照合できるようにすること。 ・1権利者は，指定道路（道路敷きを含む）の区域内の土地，建物の登記事項証明書の甲区又は乙区に記載された全ての者とする。 ・2管理者は，仮決定事項を記載し，完了時に確定したものを提出すること。
(5)印鑑証明書及び，登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路部分の土地・建物の登記事項証明書（法務局で取得した登記官の押印のある原本）並びに築造区域内の権利者等一覧表（様式3）に記載の権利者及び位置指定道路管理者の印鑑登録証明書（受付日より3ヶ月以内のもの）を提出すること。

<p>(6) 築造承諾書 (様式4の1) (細則様式第18号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意欄を参照のうえ、必要事項を記載すること。 ・ 築造区域内の権利者等一覧表(様式3)の1欄に記入した全ての権利者の承諾書を提出する。 ・ 築造主は承諾書の添付を省略することができる。(ただし様式3には明示すること)
<p>(7) 位置指定道路管理者の承諾書(様式4の2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築造区域内の権利者等一覧表(様式3)の2欄に記入したすべての位置指定道路管理者(申請者を含む)の承諾書を添付すること。 ・ 申請者又は築造主であっても承諾書の添付を省略することはできない。
<p>(8) 公道等接続承諾書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存道路との接続については、既存道路の所有者、その他の権利者の承諾書を添付すること。(様式任意) ・ 道路法に規定する許可証の写しの添付により、承諾書の添付を省略することができる。ただし、隣接地の権利者一覧表(様式5)には明示すること。 ・ 既存道路が私道の場合は印鑑登録証明書を添付すること。
<p>(9) 隣接地の権利者一覧表 (様式5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍図の筆ごとに番号を振り、隣接承諾書(様式6)と参照できるようにすること。
<p>(10) 隣接承諾書 (様式6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意欄を参照のうえ、必要事項を記載すること。 ・ 隣接地の権利者一覧表(様式5)に記入した全ての権利者の承諾書が必要。 ・ 同一地番で同一所有者の関係土地内に指定道路と隣接敷地が混在する場合、築造承諾書(様式4の1)がある場合、隣接承諾書(様式6)があったものとみなすことができる。 ・ 申請者又は築造主は承諾書の添付を省略することができる。ただし、隣接地の権利者一覧表(様式5)には明示すること。 ・ 河川法又は道路法その他市長が認める法令に規定する許可証等の写しの添付により、承諾書の添付を省略することができる。ただし、隣接地の権利者一覧表(様式5)には明示すること。
<p>(11) 確約書 (様式7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定道路の隣接地に同一所有者の土地が合計して3,000平方メートル以上ある場合又は隣接地に同じ時期に造成がなされた土地が合計して3,000平方メートル以上ある場合(所有者が異なるときを含む。)は、当該隣接地における開発行為又は開発目的での売買を、1年間行わない旨の確約書を添付すること。

(12) 指定道路築造の許可書等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の道路，水路等を含めて道路位置指定を申請する場合は，これらの所有者又は管理者の許認可書を添付すること。
(13) 関係法令に基づく許認可書等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る工事が，道路法第24条・第32条，法定外公共物管理条例第5条第1項許可，又は河川法第26条その他関係法令に基づく許可等を要するときは，許可証及び添付図面（平面図，断面詳細図）の写しを添付すること。
(14) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・その他，市長が必要と認める書類がある場合，これを添付すること。

添付図書

図書の種類	作成要領，明示すべき事項等
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・既存土地形状又は工作物を図面に明示する場合は，計画線より淡い線（細いグレー色等）とする。
(1) 付近見取図 (縮尺1/2, 500)	<ul style="list-style-type: none"> ・津山市都市計画図を使用すること。 ・縮尺，方位 ・指定道路の位置及び関係土地若しくは，開発区域 ・目標地物
(2) 地籍図 (縮尺1/500)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域を含んだ関係土地の公図（不動産登記法第14条第1項地図）を転写し，転写者名および日付を明記すること。（※転写者本人が署名しない場合は，記名押印する）。 ・公図は加工（線・文字の記入）前の現図と，上記内容を追記した図（受付日より3ヶ月以内のもの）をそれぞれ添付する。 ・オンラインの場合は，表示年月日を削除しないこと。 ・地番，地目，面積，土地及び建物の所有者名及び権利者名 ・指定道路，道路排水の位置及び関係土地若しくは，開発区域 ・権利者及び筆ごとに番号を振り，築造区域内の権利者等一覧表（様式3）及び隣接地の権利者一覧表（様式5）の一覧表の番号と照合できるようにすること。

<p>(3) 指定道路及び敷地 平面図 (縮尺1/200～1/500)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺, 方位 ・指定道路及び関係土地若しくは, 開発区域 ・指定道路又は転回広場の幅員, 区間延長, 総延長, 中心線及び起点 (SP), 終点 (EP), 屈曲点 (IP) 等, 角度, 隅切り長さを旗揚げで明示する。 ・接続する既存道路の種類, 道路中心線及び幅員, 既存道路が法第 42 条第 2 項道路の場合は道路後退線 ・指定道路の排水施設の位置, 種類, 流水方向, 放流先 ・指定道路・排水施設の高さ及び勾配 (横断・縦断) ・指定道路の断面の位置 ・開発区域の区画割及び区画ごとの面積・高さ ・法第42条第2項道路の後退部分, 又は市道等への寄付採納部分は, 1区画として明示する。 ・指定道路が盛土の場合, 路床高さ1mまでは, 20cmおきに転圧する旨を明示する。 ・転回広場は幅員に含まれないため、その区域を文字及び寸法で明確に明示する。
<p>(4) 丈量図 (縮尺1/200～1/500)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路及び関係土地の面積を求積したもの。 ・単位は小数第二位までとし, 少数第三位を切り捨てること。 ・法第 42 条第 2 項道路の後退部分, 又は市道等への寄付採納部分は, 関係土地の面積に含めない。ただし, 都市計画法の適合性確認のため求積を行う。
<p>(5) 指定道路, 敷地横 断面図 (縮尺1/200以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路の幅員 ・側溝の各寸法 (内法, 幅, 深さ, 厚さ等) ・指定道路及び関係土地若しくは, 開発区域 ・擁壁, 側溝等の構造物 ・路面構造及び勾配 ・隣接地に建築物等がある場合は, 各部分の高さ, 法第 56 条に規定する道路斜線を明示すること。 ・筆界と関係土地又は開発区域が相違する場合は, それぞれの境界を明示 ・指定道路に隣接した土地に既存建築物がある場合は, 道路斜線等を検討した図面
<p>(6) 指定道路, 敷地縦 断面図 (縮尺1/200以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路中心線の長さ (区間延長及び総延長), 高低差, 勾配 ・指定道路, 開発区域の境界 ・工作物等の構造物 ・指定道路に隣接した土地に既存建築物がある場合は, 道路斜線等を検討した図面
<p>(7) 詳細図 (縮尺1/20程度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SP及びEPの断面詳細図 ・平面及び断面の詳細図等

(8) 構造図 (縮尺 1/20 程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の断面詳細図 ・擁壁等工作物の構造詳細図
(9) その他の図書	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝、グレーチング等2次製品を使用する場合は、カタログの写し(使用材料を朱書すること)。 ・その他市長が必要と認める図書がある場合は添付すること。

(築造承認)

第5条 市長は申請書の内容を審査し、現地調査の結果、指定基準に適合していると認めたときは、指定道路築造承認通知書(様式8)を申請者に交付するものとする。なお、原則として築造工事は、築造承認の通知を受けた後に着手しなければならない。

また、敷地を造成するために高さが2mを超える擁壁を築造する場合で宅地造成等規制法の許可を必要としない場合、工作物の確認申請手続きを経てから擁壁の築造工事に着手する必要があることに注意すること。

(道路の工事完了届)

第6条 申請者は、指定道路の築造工事が完了したときは、すみやかに工事完了届(様式9)に次の表に掲げる関係図書を添えて市長に提出し、次条の検査を受けなければならない。

添付図書

(1) 工事完了届 (様式9)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び図面の数値は、1㎡又は1mの1/100未満の端数(小数点以下第3位)は切り捨てる。 ・申請時から工事完了時まで、抵当権の変更、所有権が第三者に変更等の場合は築造承諾書(様式4の1)、位置指定道路管理者の承諾書(様式4の2)、登記事項証明書及び印鑑証明を添付のこと。(ただし、道路部分の権利者の所有権が申請者(築造主)に変更された場合は不要) ・築造承認以降に軽微な変更があった場合は、その図書(竣工図等)を添付すること。
(2) 閲覧用図書 (様式10) 3部	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図(1/2500)、公図(不動産登記法第14条図)(1/500)、指定道路及び敷地平面図(1/500程度)、道路縦横断面図(1/100程度)。 ・付近見取図、地籍図は、関係土地及び指定道路部分を色分けし明示のこと。 ・道路及び敷地平面図は、指定道路、道路敷き、水路、宅地区画割(面積含む)を色分けし、道路の長さ、幅等の寸法及び勾配をわかりやすく明示し、施工前の現況線、単点及び測点は明示しないこと。 ・指定道路横断面図は道路の標準部分(敷地は不要)を記入すること。 ・用紙はA3サイズとし、縮尺を記入すること。 ・公図には、地番、地目、面積を記載すること。

<p>(3) 工事完了写真 2部 正・副各1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・着工前写真 ・完成写真 ・施工中の写真(材料、舗装及び盛土、路床、上層、下層路盤の厚さ及び転圧状況、擁壁・側溝等の工作物の状況)。
<p>(4) 地籍図及び土地登記簿謄本 正・副各1部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路、道路排水路又は維持管理道部分(道路敷きを含む)は、分筆登記及び公衆用道路への地目変更登記を行うこと。ただし、道路・排水を構築するために不要な部分(通路等)は別に分筆する。 ・指定道路部分(道路敷きを含む)の維持、管理について、必ず関係土地所有者及び使用者と協議すること(図13)。
<p>(5) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・築造承認以降に、指定道路の区域の権利者に変更が生じ、その権利者が申請時に添付した権利者以外の者の場合は、新たな権利者等一覧表、権利者の変更があった指定道路部分の土地・建物に関する登記事項証明書、当該権利者の承諾書及び印鑑登録証明書を添付すること。 ・築造承認以降に、指定道路の区域の位置指定道路管理者が申請時に添付した位置指定道路管理者の一覧に記載の者以外の者に変更する場合は、新たな権利者等一覧表、当該変更後の位置指定道路管理者の承諾書及び印鑑登録証明書を添付すること。 ・築造承認以降に申請図面の記載内容に軽微な変更があった場合、現場に整合した内容で、竣工図と記載した図面を提出すること。 ・その他必要があると認められる場合は、関係書類を添付すること。

- 1 指定道路の築造工事が完了したときは、開発区域を含め確定測量を実施する。
- 2 指定道路のSP、EP及び屈曲点には、境界鋸を設ける。2項道路に接続する場合は、道路後退線と隅切りとの交点2箇所境界標示(図10)を設ける。ただし、道路側溝等の構造物で境界が明確な場合はペイントでも良い。
- 3 築造工事と同時に、公共下水道工事又は上水道工事を行う場合は、別途市長と協議すること。
- 4 申請に係る工事が、宅地造成等規制法その他の関係法令に基づき検査を要したときは、検査済証等の写しを添付すること。

(完了検査)

第7条 申請者又は申請代理者は、完了検査時に立ち会わなければならない。完了検査において、確認すべき事項は以下のとおりとする。

- 1 指定道路が接続する道路の幅員、指定道路の幅員、延長、隅切りの寸法、指定道路及び側溝の構造等、設計図書に記載された内容。
- 2 指定道路に接する宅地の状況(擁壁、既存建築物の状況等)
- 3 その他 必要な事項

(道路の位置の指定)

第 8 条 市長は、現地検査の結果、申請どおり指定道路が築造されていると認められた場合は、その旨を公告し道路位置指定（変更・廃止）通知書（様式 2）を申請者に交付するものとする。

(位置指定道路の市道認定の際の取り扱い)

第 9 条 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定による供用開始がなされた道路の区域内に存在する位置指定道路は、当該区域内に存在する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された位置指定道路に係る部分で、特に残存する必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により位置指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合又は前 2 項の規定により位置指定道路の全部又は一部を廃止した場合には、その旨の公告を行う。

第 9 条の 2 位置指定道路の一部又は全てについて市道認定を受ける場合は、道路位置指定の廃止承諾書を提出すること。

(位置指定道路管理者の変更)

第 10 条 位置指定道路管理について、完了公告後に位置指定道路管理者を変更する場合は、元の位置指定道路管理者は新たな位置指定道路管理者に対し道路を適切に維持管理することについて十分説明し、当該道路の管理を承継したことが分かる書面を 3 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有し、津山市には印鑑登録証明書を添付し 1 通提出すること。

第3章 技術基準

(指定道路計画)

第11条 令第144条の4第1項の道の基準に適合すると判断できる指定道路の基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指定道路の幅員

(イ) 指定道路の幅員は、原則として6m以上とすること(図8)。ただし、延長が120m以下で通行上支障がない場合は幅員を4m以上とすることができる。

(2) 指定道路の平面計画

指定道路の両端は、既存道路に接続しなければならない(図1)。ただし、次の(イ)から(ニ)のいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合は、袋路状道路とすることができる。

(イ) 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する場合は、既存部分の延長を含む。)が、35m以下の場合(図2)。

(ロ) 終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合(図3)。

(ハ) 延長が35mを超える場合で終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準(昭和45年建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合(図4, 5, 6)。

(ニ) 幅員が6m以上の場合(図7)。

(ホ) 指定道路の終端等の幅員が4m未満の部分は道路敷きとし、境界表示を設ける(図11)。

(3) 指定道路の隅切り

指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)には、角地に別表1に掲げる長さ以上の隅切りを設け、その部分を指定道路の部分とすること。また、内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、内角の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものであること。

ただし、隅切りの部分に、既存の建築物、高い擁壁、がけその他隅切りを設けることが著しく困難と認められる理由がある場合で、一方の隅切りを別表1に掲げる長さに1mを加えた長さにした場合は、この限りでない(図9)。

(指定道路の勾配)

第12条 指定道路の縦断勾配は、12%以下とし、かつ、階段状でないものであること。

2 縦断勾配が9%を越える場合は、滑り止めの性能を有するもの(ギャップ粒度混合物等を用いる工法、樹脂系材料接着工法、又はグルーピング工法)とする。

3 指定道路の横断勾配は、1.5%以上2.0%以下を標準とする。

(指定道路の構造)

第13条 指定道路の路面は、アスファルト舗装、コンクリート舗装とし、厚さの設計にあたっては、路床の設計CBRと設計交通量の区分に応じて、舗装の各層の厚さを決定(図15)すること。

2 舗装の仕様は「アスファルト舗装要綱」「セメントコンクリート舗装要綱」((社)日本道路協会)に準拠する。

(排水施設)

第14条 排水施設は、道路の両側に30cmの車道用のU型を原則とする。ただし、将来に亘り宅地に接することが無い場合は、L型側溝又は片側側溝(片勾配)とすることが出来る。(図13)。

2 排水施設の構造は、維持管理しやすいものとし、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 構造はコンクリート製とする。

- (2) 管渠の勾配及び断面積は、建築物及び宅地、又は道路の排水を支障なく流下させ、開発区域及び下流周辺区域に溢水等が発生しない構造とすること。
 - (3) 指定道路を横断する場合は、重圧管若しくは巻き立て管等の上部重に耐えるものとする。
 - (4) ためますは、合流点又は勾配が著しく変化する箇所にて、蓋はグレーチング等の維持管理が容易なもので、泥溜めは深さ 15cm 以上とする。
- 3 排水設備を指定道路区域外に設置する場合は、排水設備の両側に 3.0 m 以上の幅の維持管理用の管理道を設けること（図 1.2）。

（擁壁）

- 第 1.5 条** この条の規定は、擁壁の地上高さ（見え高）が 50cm を超え 1m 以下の場合に適用する。
- 2 指定道路及びこれに接する敷地の造成のための擁壁は、原則として鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間積み造、練積み造、若しくは国土交通大臣認定工法とする。ただし、地上高さが 1 m 以下の敷地擁壁の場合で次の各号に該当する場合は、コンクリートブロック（CB）造とすることができる。
- (1) 鉄筋コンクリート造の連続した基礎を有している。
 - (2) CB の種別は、JIS A 5406, 16 (C) 種、厚み 12 cm 以上とする。
 - (3) D10 以上の鉄筋を縦横 40 cm 間隔、最上部に D10 以上の横筋を配置
 - (4) CB の空洞部分は全てモルタルで充填する。

（安全施設等の設置）

- 第 1.6 条** 指定道路が屈曲する部分、がけの上端に指定道路を計画する場合、その他通行上危険を伴う恐れのある場合は、ガードレール（図 8-④）、カーブミラー等、適当な施設を設けること。
- 2 ガードレール等は有効幅員に含めない。ただし、E P 付近のガードレールや視線誘導標等の安全施設は協議により指定道路延長に含める場合がある。
- 3 指定道路内に電柱を設置する場合、電柱を除く有効幅員を 4m 以上確保する。
- 4 前項の電柱の位置は、側溝の外側（幅員の最外部）に設置する。

別表 1 道路の隅切りの長さ

指定道路 既存道路 又は指定道路	4 m 以上 5 m 未満	5 m 以上 6 m 未満	6 m 以上
4 m 以上 5 m 未満	2.0 m	2.0 m	2.0 m
5 m 以上 6 m 未満	2.0 m	2.5 m	2.5 m
6 m 以上	2.0 m	2.5 m	3.0 m

図1. 通り抜け道路

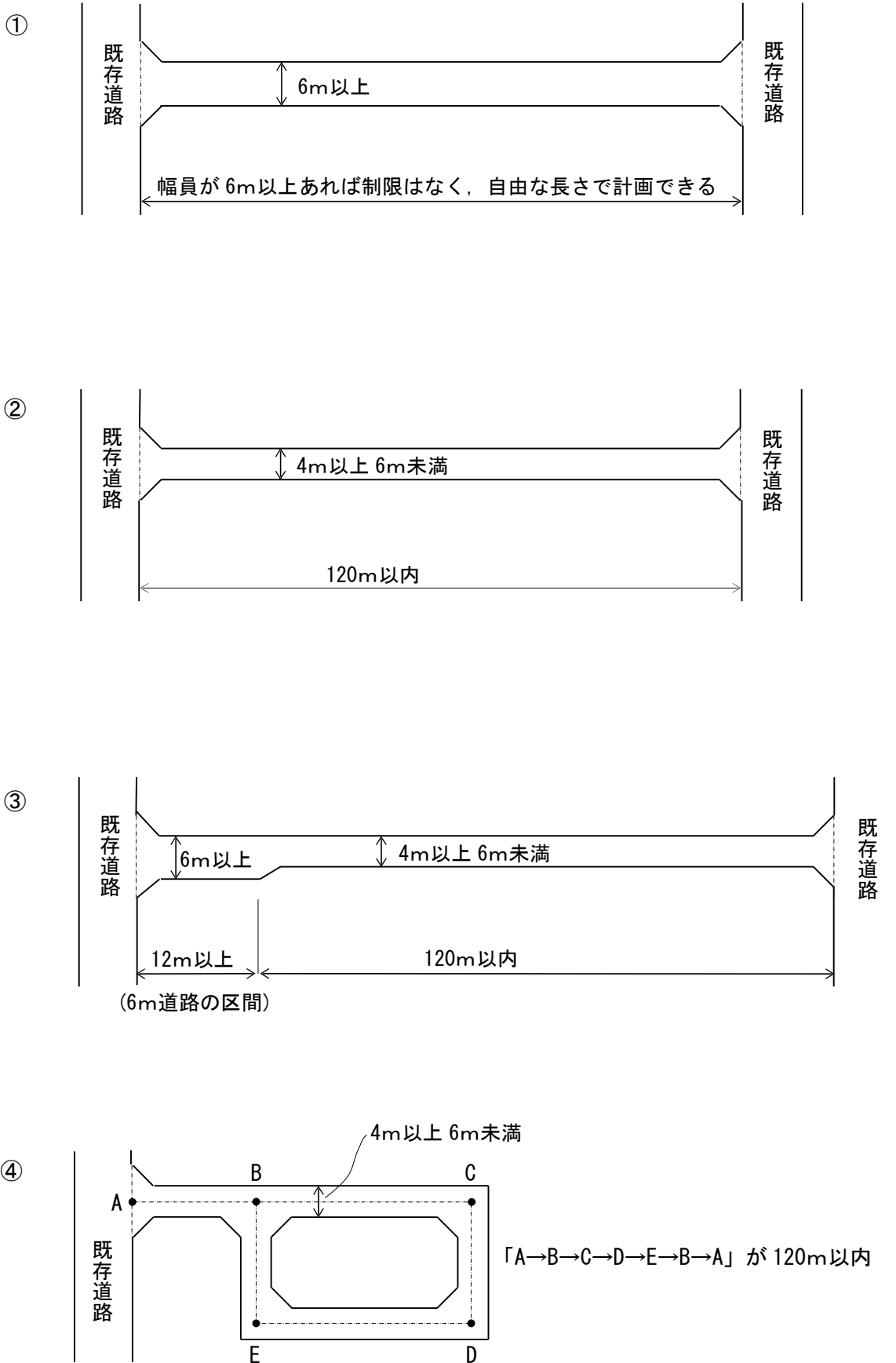


図2. 延長が35m以下の場合

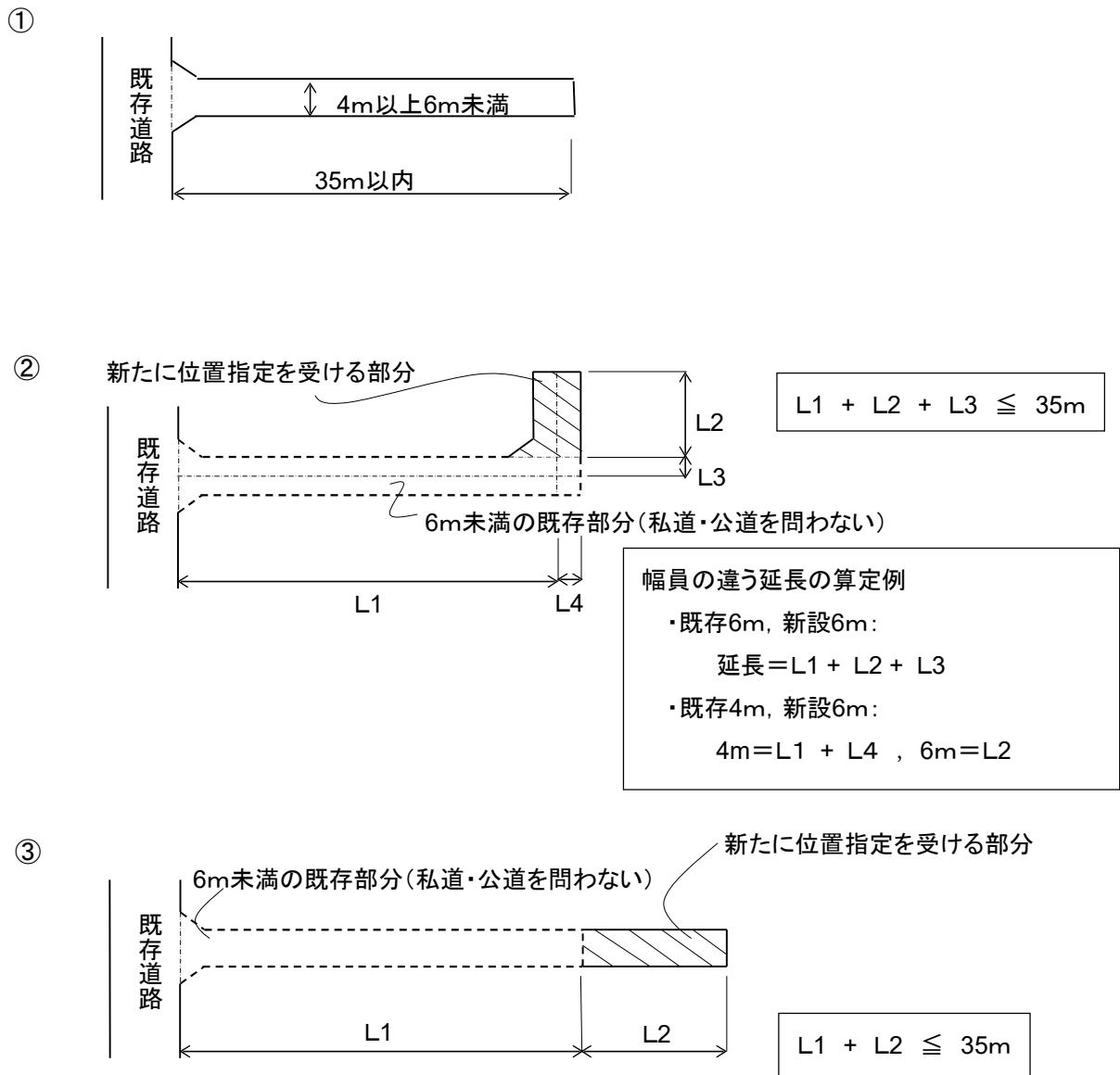
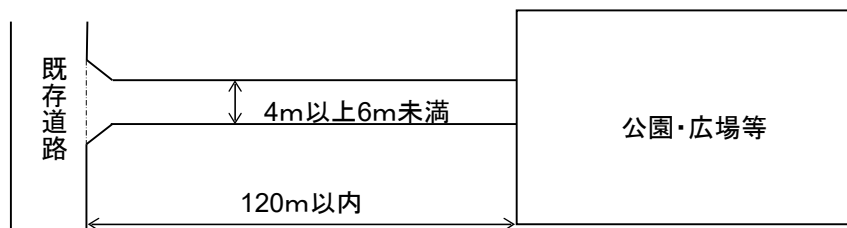


図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合



公園、広場等に類するものとしては、河川敷等の堤防
ただし、公園広場等が車両進入禁止の場合を除く。
(転回等については管理者の承諾が必要)

図4. 中間に設ける転回広場

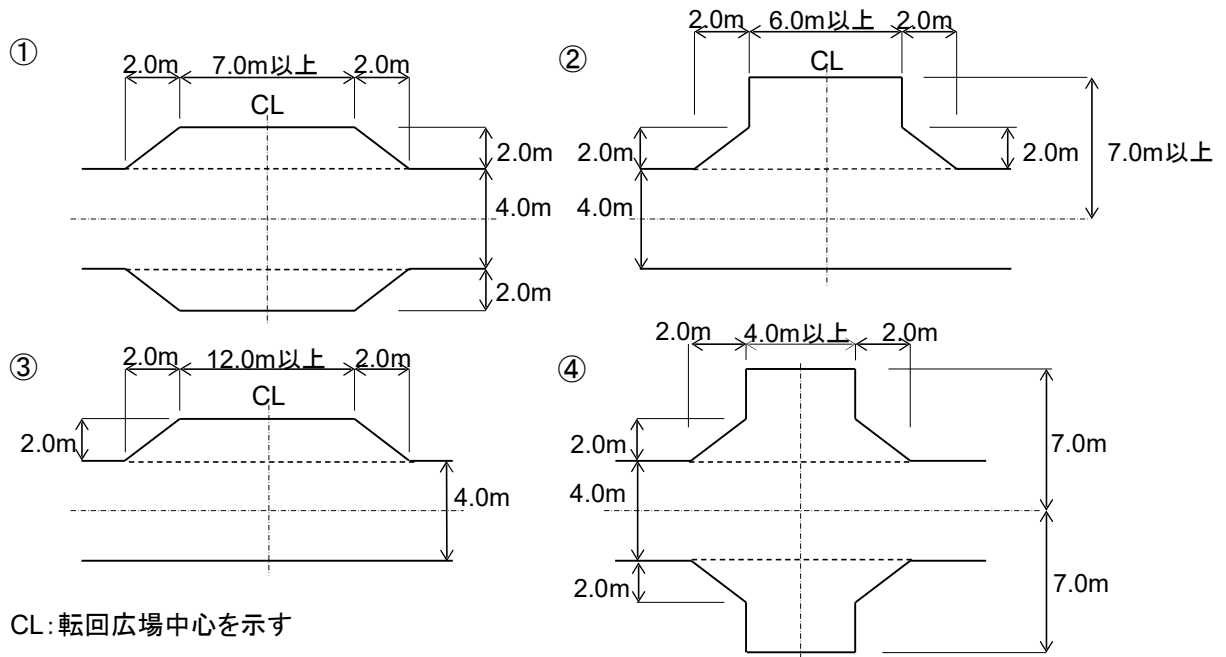
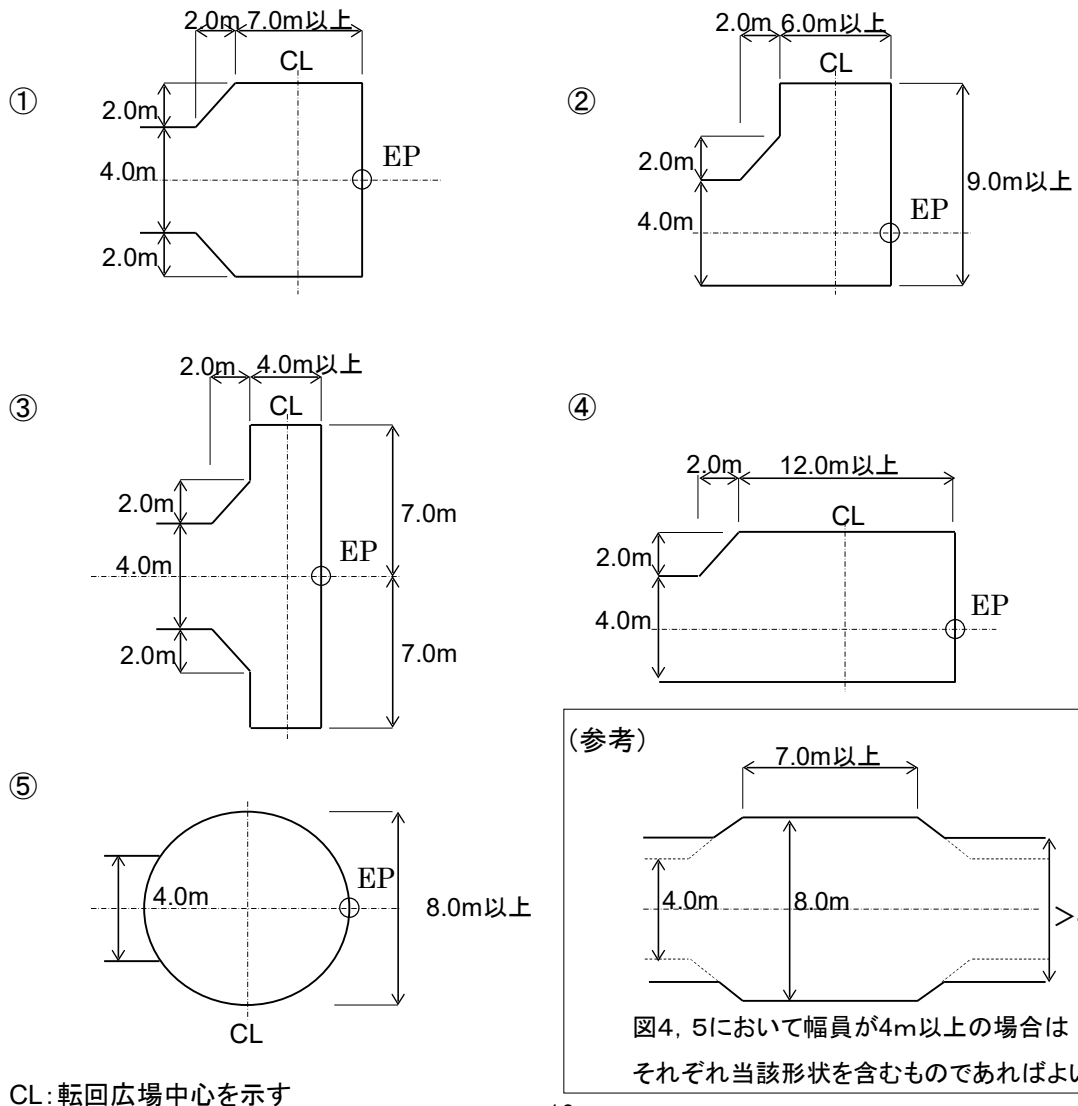


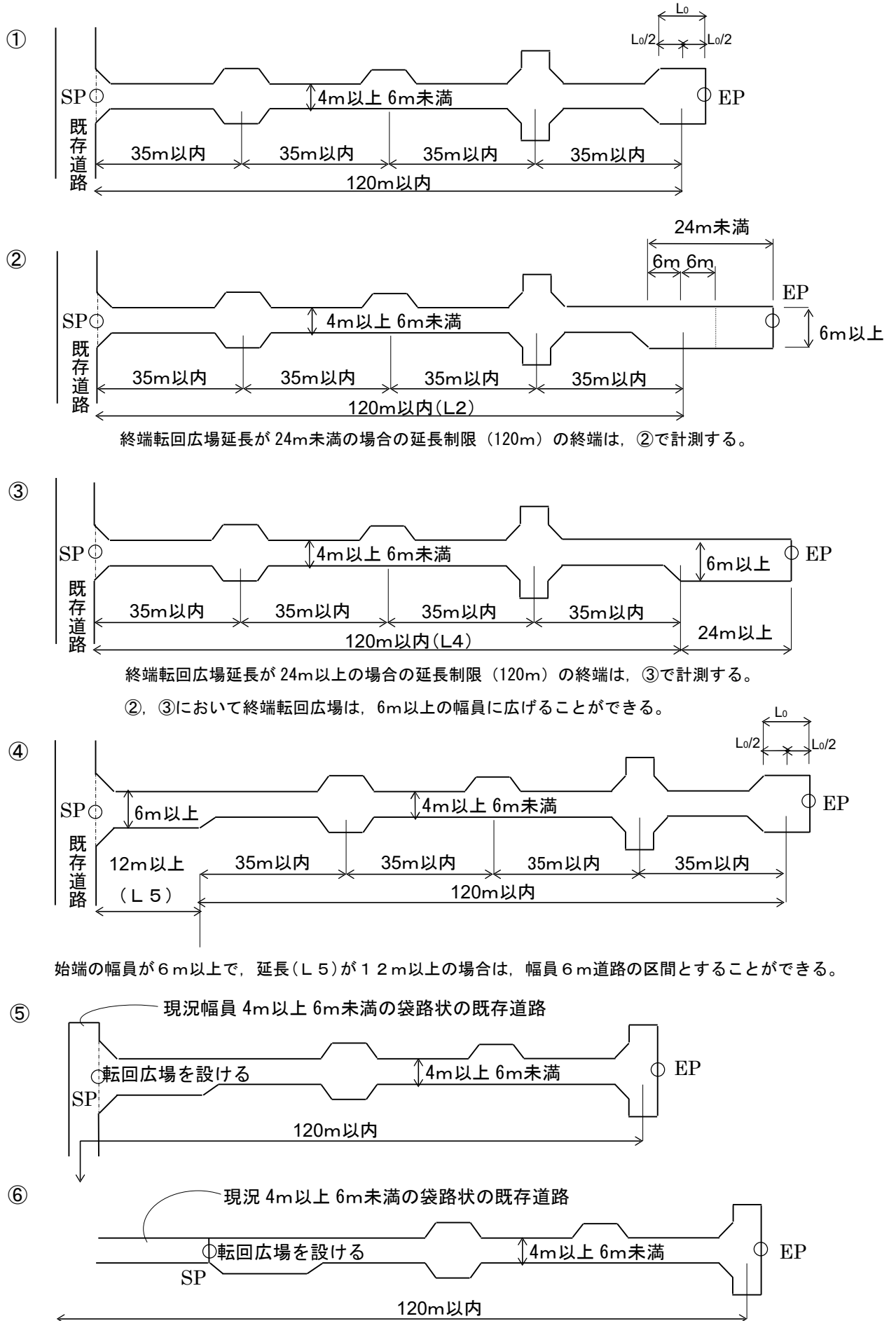
図5. 終端に設ける転回広場



(参考)

 図4, 5において幅員が4m以上の場合
 それぞれ当該形状を含むものであればよい。

図6. 転回広場の区間の測り方



② 終端転回広場延長が 24m 未満の場合の延長制限 (120m) の終端は、②で計測する。

③ 終端転回広場延長が 24m 以上の場合の延長制限 (120m) の終端は、③で計測する。

②、③において終端転回広場は、6m 以上の幅員に広げることができる。

④ 始端の幅員が 6m 以上で、延長 (L5) が 12m 以上の場合は、幅員 6m 道路の区間とすることができる。

図7. 幅員(起点から終点まで6m以上の場合)

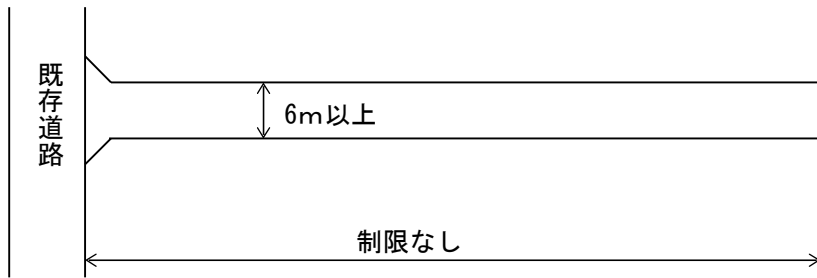
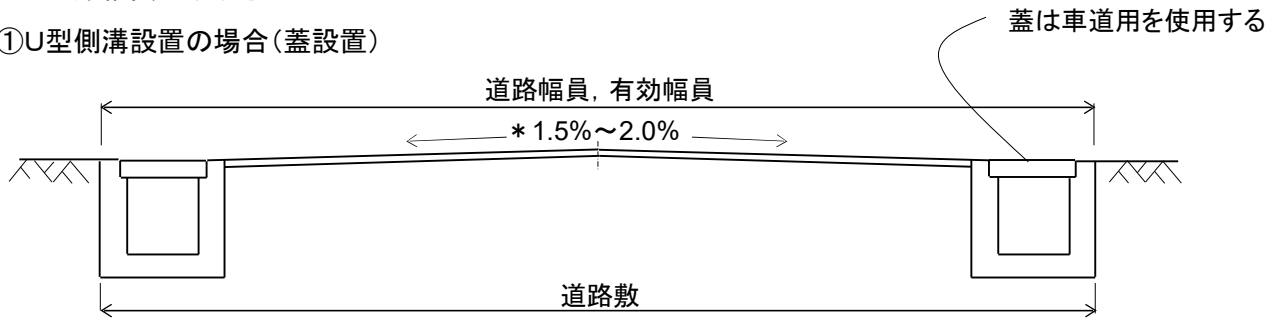
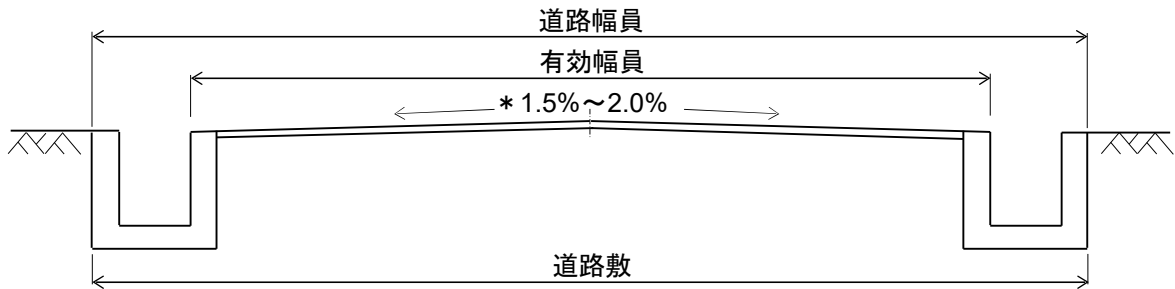


図8. 道路幅員の取り方

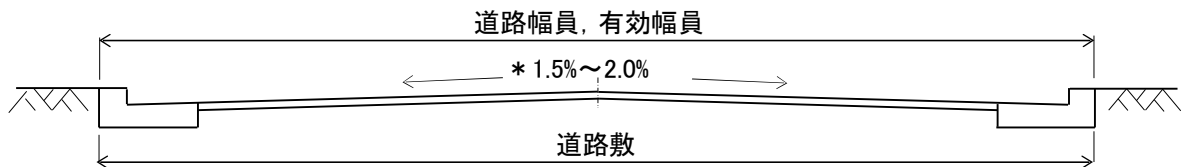
①U型側溝設置の場合(蓋設置)



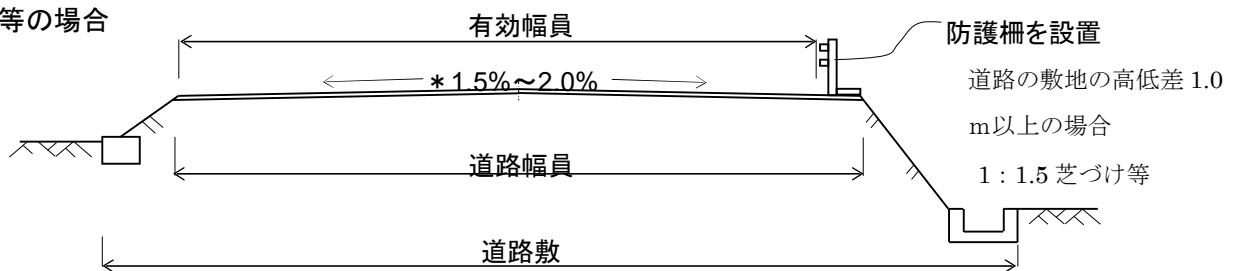
②U型側溝設置の場合(蓋なし)



③L型側溝設置の場合



④法面等の場合



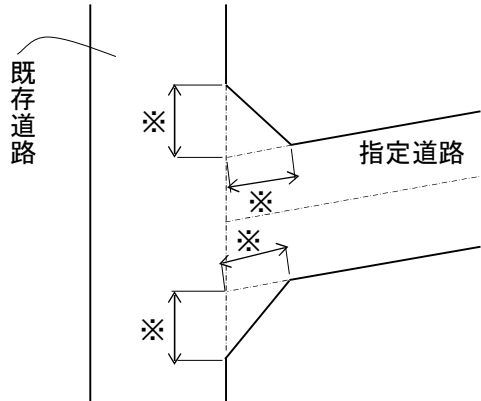
* 横断勾配は、1.5%から2.0%を標準とする。

図9. 隅切りの取り方

① 一般的な隅切り

※隅切り長さは、二等辺の辺長が別表1の数値を満たすこと。

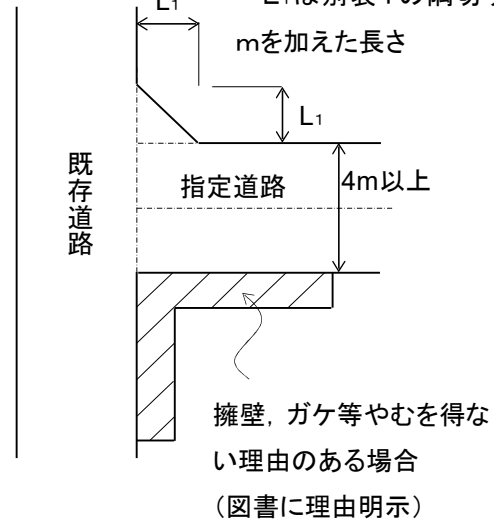
(a)



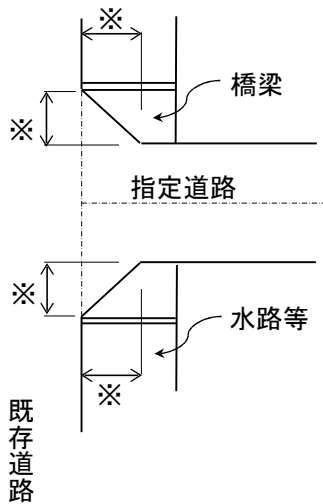
(片側隅切りの場合)

L_1 は別表1の隅切りの長さに1

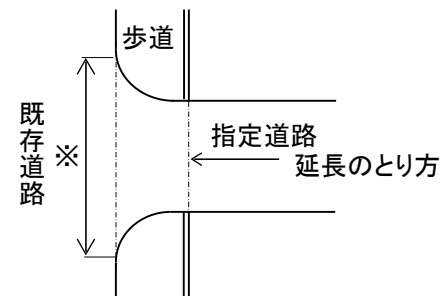
mを加えた長さ



(b)

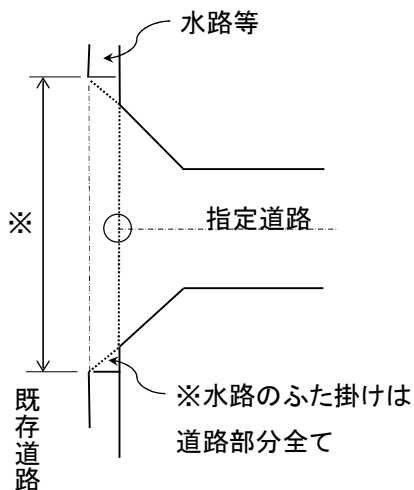


※道路管理者が認める最大寸法

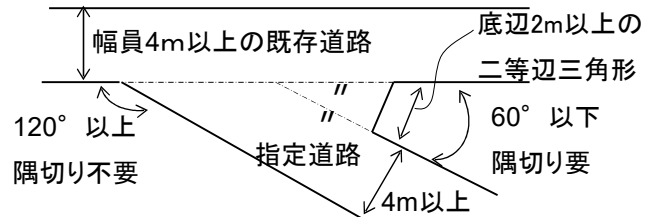


歩道付きの既存道路と接続する場合も、別表1の隅切りを原則とするが、既存道路管理者が合意(許可)した形状とすることができる。
SPの位置は個別判断とする。

(c)



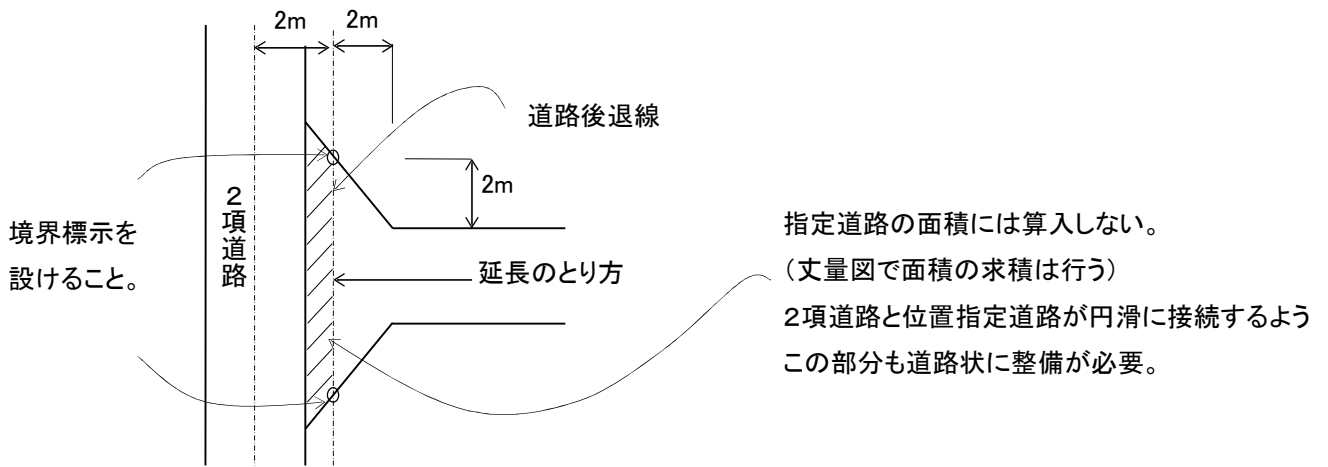
(e)



※ 交差点は、直角交差の計画が望ましい

図10 起点(SP)の考え方

① 法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合



※ 指定時に、法42条第2項道路の後退部分は、分筆が必要。

※ 道路法第32条及び津山市法定外公共物管理条例第5条の部分は原則指定道路に含める。

② 前面道路を一部拡幅（寄付採納）する場合

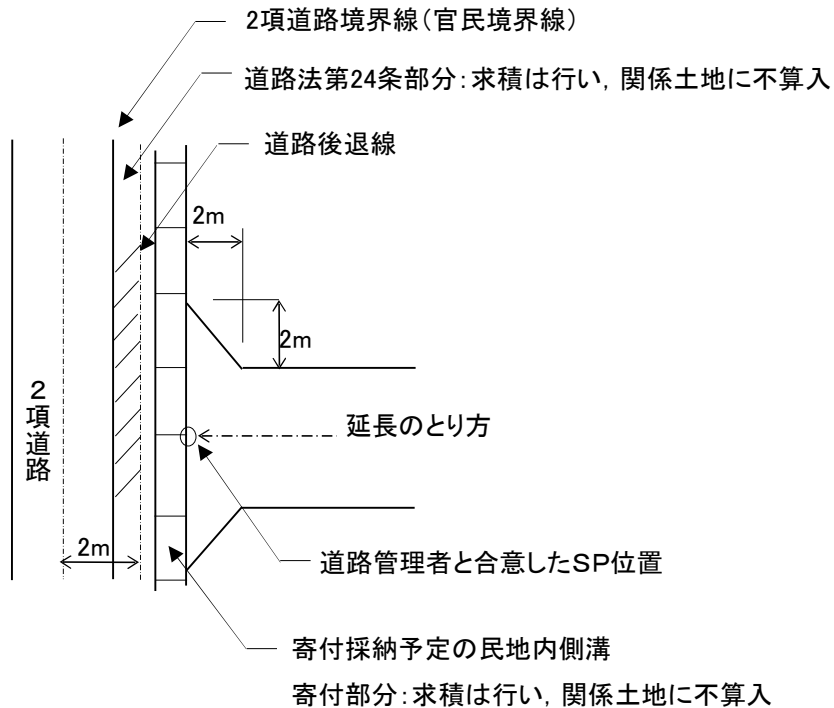


図11 位置指定道路延長の応用例

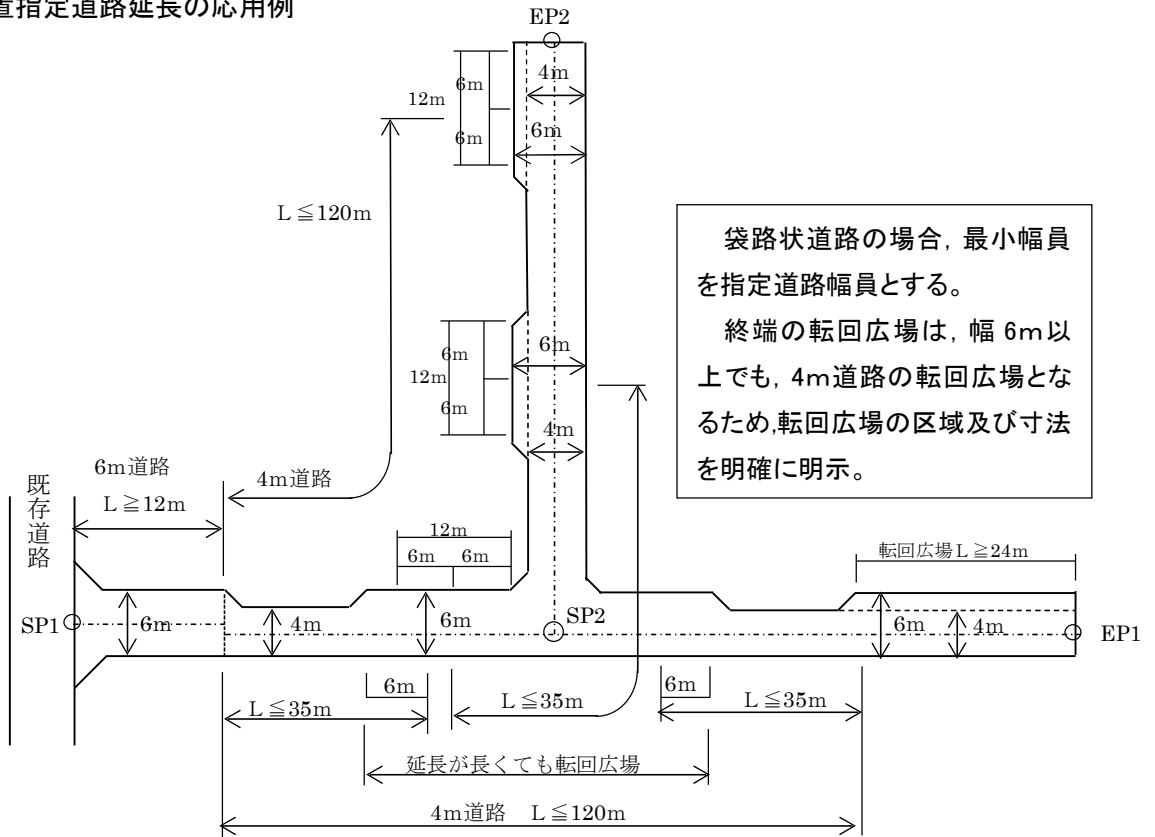


図12. 指定道路の分筆

路路敷き（道路を構築するため必要な最小限の敷地及び道路排水施設）は、指定道路と共に公衆用道路若しくは用悪水路に分筆が必要。

道路を構築するために不用な通路・未利用地等の残地部分又は法第42条第2項道路の後退部分は、指定道路と別に分筆すること。

残地は道路で無いため、残地に接した敷地は、直接指定道路に接していない。

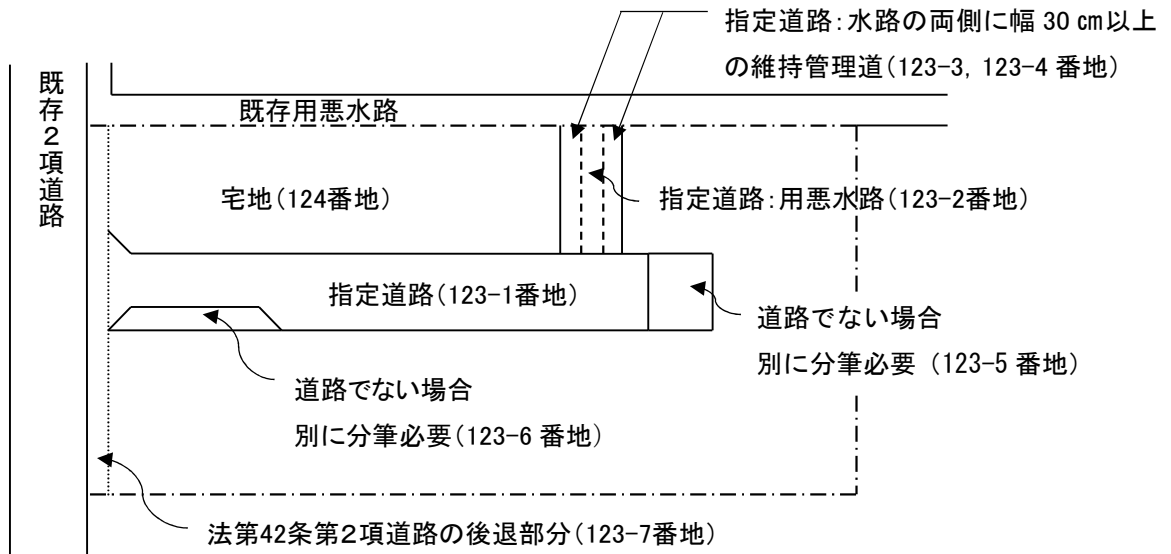


図13. 終端の測定位置

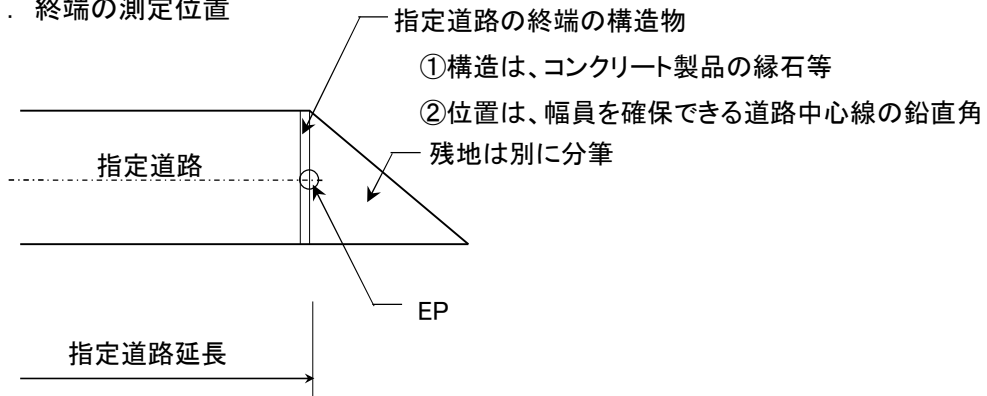


図14. 道路の縦断勾配

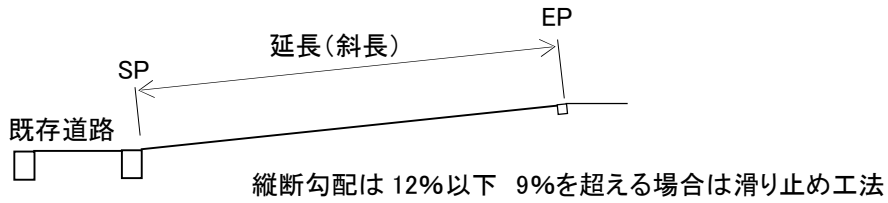
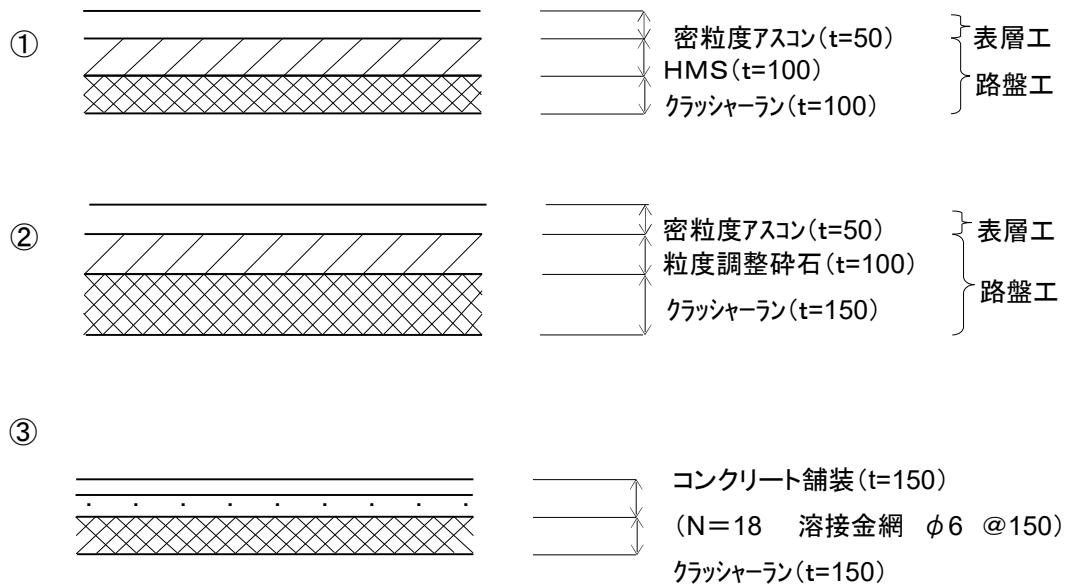


図15. 道路の構造(標準図)

標準舗装構成であり、現地の状況等により別途検討すること。



道路位置指定申請（変更）の手続きの主な流れ

